平成２３年（フ）第１０２６号
名古屋市南区柴田町６丁目12番地　第２中実ビル503号
債務者　川邊実喜也
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８号
京都府南丹市園部町栄町２号20番地１、住民票上の住所香川県高松市番町３丁目13番25号
債務者　高崎　正勝
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第２０９８号
大阪市平野区喜連２丁目５番45号　アーバンルネッサンス302
債務者　西丸　良子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０９９号
大阪市平野区喜連２丁目５番45号　アーバンルネッサンス302
債務者　西丸　正一
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３００９号
大阪府八尾市南本町３丁目１番26号
債務者　松田　ユカ
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１５９号
大阪府大東市諸福３丁目３番51号
債務者　林　慎一郎
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２１２号
大阪府門真市本町28番６号
債務者　奥村　武行
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２８３号
大阪府四條畷市北出町21番18号
債務者　西山　千代
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３０５号
大阪市生野区巽西２丁目12番14―201号
債務者　長安　政弘
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０２号
大阪府河内長野市楠ケ丘14番17号
債務者　みやこやこと　濵　　敏一
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
大阪府松原市阿保３丁目14番22号　大阪老人ホーム、後見登記上の住所大阪府松原市田井城５丁目14番23号
債務者　増田　文廣
成年後見人　辻野　和一
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
大阪市平野区長吉長原４丁目３番１―1202号、申立時の住所大阪府河内長野市南花台３丁目４番38―406号
債務者　原田　賢治
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３４６号
大阪府柏原市本郷１丁目４番17―303号
債務者　松岡和枝こと　鄭　　和枝
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４３４号
大阪府羽曳野市西浦５丁目１番３号
債務者　竹本　幸夫
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４５７号
大阪府柏原市大県２丁目５番９―505号
債務者　澤田季代子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４６０号
大阪府松原市天美東１丁目９番29号
債務者　宮里　徳吉
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４７０号
大阪府富田林市寺池台４丁目１番312―302号
債務者　三好　弘晃
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係